

保険料の算定に関する考え方

(1) 保険料の賦課方法

- ・広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで保険料率を算定します。
- ・広域連合内は、均一保険料率。
- ・保険料は、「被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割)」と「受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(均等割)」で構成し、個人単位で賦課。
- ・所得割と均等割の比率は、新潟県の被保険者1人当たり平均所得と全国の平均所得との係数で決定。
- ・所得割の額は、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等(旧ただし書き所得)をもとに算定する。
- ・賦課限度額は50万円。

保険料算定の基礎となる賦課総額は、平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額を算出し、ここから収入の見込額の合算額を控除して得た額(保険料収納必要額)を予定保険料収納率で除して算出します。保険料収納必要額は、後期高齢者医療に要する費用の1割に相当します。

◎ 費用については以下のようなものがあります。

- ・被保険者に係る療養の給付等に要する費用から、一部負担金に相当する費用を控除した額 [約 2,217 億円]
- ・財政安定化基金拠出金・・・現時点、標準拠出率0.09%で試算。
(新潟県と協議中) [約 2 億円]
- ・保健事業に要する費用 (検討中のため算入していない。)
- ・審査支払手数料 [約 8 億円]
- ・葬祭費 [約 10 億円]
- 合計 【約 2,237 億円】

◎ 収入については以下のようなものがあります。

- ・国庫負担金 (高額医療費公費負担を含む) [約 536 億円]
- ・調整交付金 [約 200 億円]
- ・都道府県負担金 (高額医療費公費負担を含む) [約 182 億円]
- ・市町村負担金 [約 177 億円]
- ・後期高齢者交付金 [約 932 億円]
- ・その他(第三者納付金等) [約 1 億円]
- 合計 【約 2,028 億円】

(2) 新潟県の概算保険料(2年間の平均) 【※現時点での試算であり、今後変更があります。】

費用 約 2,237 億円	—	収入 約 2,028 億円	=	保険料収納必要額 約 209 億円
------------------	---	------------------	---	----------------------

保険料収納必要額 約 209 億円	÷	予定収納率 99.6%	=	賦課総額 約 210 億円
----------------------	---	----------------	---	------------------

【 被保険者数 約 33.5 万人 】

所得割率	7.04%
均等割額	35,100 円
1人当り保険料	62,600 円

【低所得者の均等割額の軽減措置】	
・ 7割軽減	年額 10,530 円 (月額 877 円)
・ 5割軽減	年額 17,550 円 (月額 1,462 円)
・ 2割軽減	年額 28,080 円 (月額 2,340 円)

国の保険料との比較

<国の試算した保険料(年金収入 208 万円)>		<新潟県広域連合試算保険料(年金収入 208 万円)>		<医療給付費のみで試算>	
所得割額	37,200円 (月額 3,100円)	所得割額	38,720円 (月額 3,226円)		35,500円(月額 2,958円)
均等割額	37,200円 (月額 3,100円)	均等割額	35,100円 (月額 2,925円)		31,600円(月額 2,633円)
合計	74,400円 (月額 6,200円)	合計	73,820円 (月額 6,151円)		67,100円(月額 5,591円)

※国は医療給付費のみで試算した結果であり、新潟県広域連合は医療給付費に財政安定化基金拠出金、審査支払手数料、葬祭費を加え試算。

(3) 保険料の軽減

・低所得者への軽減措置

夫婦2人世帯(いずれも75歳以上)で、夫が年金収入の場合の例(人数が変わると額も変わります)

軽減割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等を基に、以下の基準で判定し均等割額を軽減

- ・7割軽減…①公的年金控除(120万円)+②高齢者特別控除(15万円)+③基礎控除(33万円)=168万円以下の収入
- ・5割軽減…①+②+③+24.5万円×世帯に属する被保険者数(被保険者である世帯主を除く)=192.5万円以下の収入
- ・2割軽減…①+②+③+35万円×世帯に属する被保険者数=238万円以下の収入

※控除金額等については、今後の税制改正等によって変動があり得る。

(4) 災害等による保険料の減免

特別な事情があり支払が困難な場合は、申請により保険料が減免されます。特別な事情には、以下のようなものがあります。

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ・事業の不振、休業若しくは廃止又は失業等の理由により、収入が著しく減少したとき。

(5) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減

被保険者の資格を取得した方のうちで、資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者で、保険料を個人で負担していなかった方については資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、均等割額を5割軽減し、また所得割額は賦課されません。上記(3)の7割又は5割軽減対象者で被扶養者の保険料軽減に該当する方は上記(3)の軽減が優先されます。さらに与党プロジェクトチームの合意を踏まえた特例措置により、平成20年度の保険料については平成20年4月から9月までの半年間はこの額を徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割軽減することとなります。

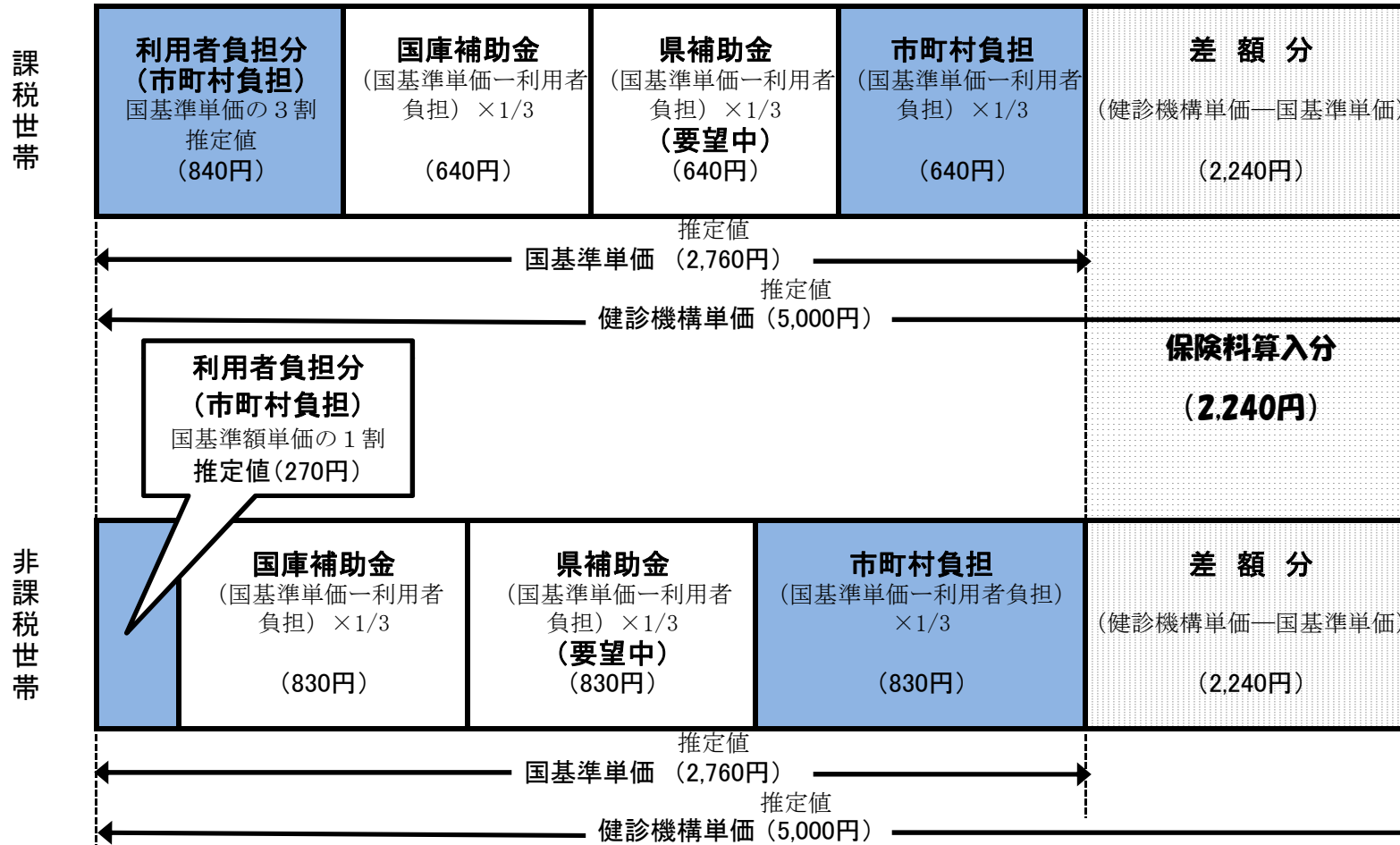
保健事業について

【健診事業に対する事務局の基本的考え方】

- (1) **実施体制** 広域連合が市町村へ委託を実施する
- (2) **健診項目** 健診機構で示された必須項目（市町村追加分は市町村で実施）
- (3) **費用負担**
- ・保険料（一人当たり、定額 2,240 円＋健診手数料 500 円）
 - ・国庫補助金（補助単価による）
 - ・県費補助金（国並みで要望済）
 - ・市町村費（事務費含む）
- 詳細は別紙のとおり
- (4) **利用者負担** 徴収なしで統一
- (5) **生活機能評価と共同実施**
生活機能評価との重複項目は介護特別会計で清算
- (6) **対象者** 生活習慣病等で受療中の者を除外
（当面の間、被保険者の希望により対象者とする）
- (7) **その他** 受診方法（集団、個別）、受診券等の発送は市町村で対応
保健指導等については市町村で対応。

健診費用負担区分の考え方

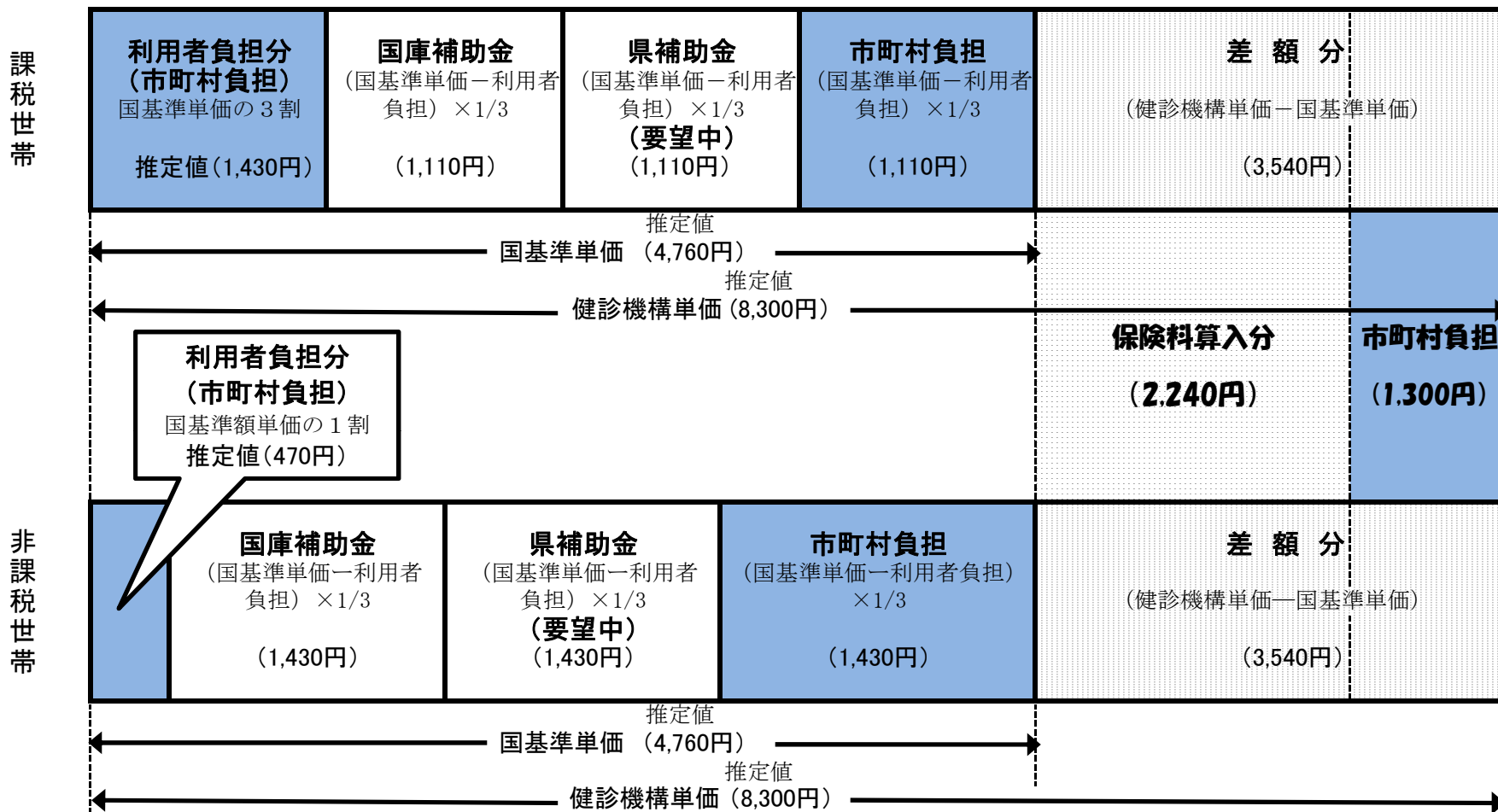
【集団健診】



【保険料算入額】

$$\begin{aligned}
 & \{ (2,240円 + 500円) \times 335,000人 \times 0.3(30\%) \} \div 335,000人 = 822円 \quad 69円 \\
 & \text{(保険料算入分)} \quad \text{(健診手数料)} \quad \text{(推定平均被保険者数)} \quad \text{(受診率)} \quad \text{(推定平均被保険者数)} \quad \text{(保険料年額)} \quad \text{(保険料月額)}
 \end{aligned}$$

【個別健診】



H19. 11. 1

第3回 医療懇談会

参考資料

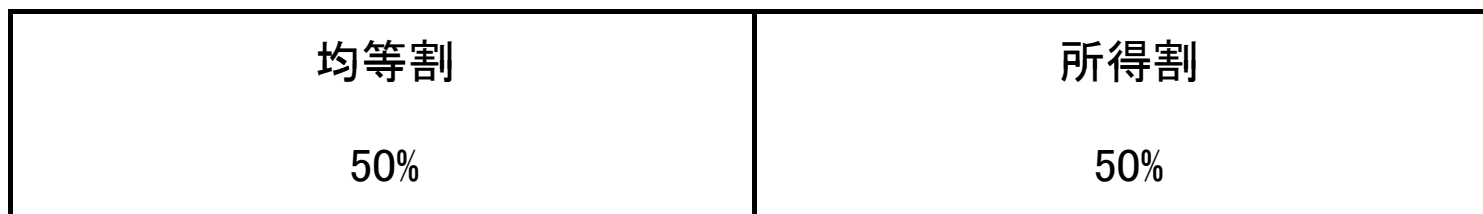
標準システム試算結果等と国保連合会調査の19年度国保賦課状況より

	19年度国保		20年度後期 一人当たり 賦課額	増減額	増減率
	一人当たり 賦課額	世帯当たり 賦課額		一人当たり 賦課額	一人当たり 賦課額
新潟市	75,742	141,196	52,797	▲ 22,945	69.71%
長岡市	68,690	130,647	52,797	▲ 15,893	76.86%
三条市	70,392	142,744	52,797	▲ 17,595	75.00%
柏崎市	71,131	130,505	52,797	▲ 18,334	74.23%
新発田市	65,358	133,338	52,797	▲ 12,561	80.78%
小千谷市	69,258	139,891	52,797	▲ 16,461	76.23%
加茂市	70,089	138,193	52,797	▲ 17,292	75.33%
十日町市	64,260	135,294	52,797	▲ 11,463	82.16%
見附市	66,455	132,163	52,797	▲ 13,658	79.45%
村上市	68,764	132,946	52,797	▲ 15,967	76.78%
燕市	73,940	151,674	52,797	▲ 21,143	71.41%
糸魚川市	67,326	121,728	52,797	▲ 14,529	78.42%
妙高市	55,669	105,324	52,797	▲ 2,872	94.84%
五泉市	63,054	130,869	52,797	▲ 10,257	83.73%
上越市	62,528	116,075	52,797	▲ 9,731	84.44%
阿賀野市	60,509	133,429	52,797	▲ 7,712	87.25%
佐渡市	51,403	97,832	52,797	1,394	102.71%
魚沼市	65,470	139,124	52,797	▲ 12,673	80.64%
南魚沼市	66,260	148,320	52,797	▲ 13,463	79.68%
胎内市	68,791	142,008	52,797	▲ 15,994	76.75%
聖籠町	67,786	148,260	52,797	▲ 14,989	77.89%
弥彦村	63,910	162,629	52,797	▲ 11,113	82.61%
田上町	60,209	121,997	52,797	▲ 7,412	87.69%
阿賀町	49,202	92,306	52,797	3,595	107.31%
出雲崎町	52,432	98,542	52,797	365	100.70%
川口町	70,707	142,195	52,797	▲ 17,910	74.67%
湯沢町	66,016	138,262	52,797	▲ 13,219	79.98%
津南町	55,093	119,571	52,797	▲ 2,296	95.83%
刈羽村	58,506	109,165	52,797	▲ 5,709	90.24%
関川村	63,835	131,684	52,797	▲ 11,038	82.71%
荒川町	69,015	142,629	52,797	▲ 16,218	76.50%
神林村	65,260	140,859	52,797	▲ 12,463	80.90%
朝日村	64,309	136,853	52,797	▲ 11,512	82.10%
山北町	65,362	128,762	52,797	▲ 12,565	80.78%
粟島浦村	82,560	186,425	52,797	▲ 29,763	63.95%
単純平均	65,123	132,670	52,797	▲ 12,326	82.01%

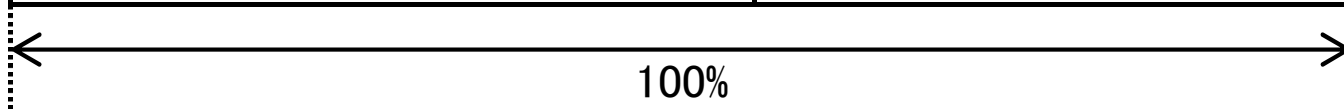
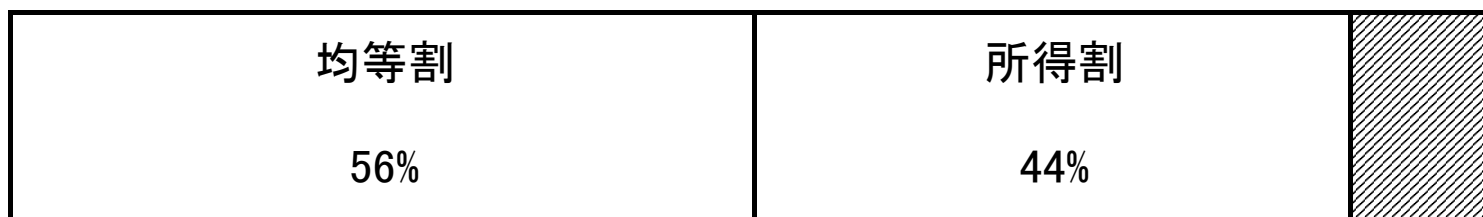
所得係数と均等割所得割の割合

所得係数 0.80

所得係数 1.00



所得係数 0.80



調整交付金と保険料が医療給付費に占める概ねの割合（保健事業を含まず、今回試算の例）

所得係数が0.8の場合 (新潟県広域)	均等割 5%	所得割 4%	調整交付金 9%	国庫負担、支援金等
所得係数が1.0の場合 (全国水準)	均等割 5%	所得割 5%	調整交付金 8%	国庫負担、支援金等
所得係数が1.2の場合 (全国水準より高い)	均等割 5%	所得割 6%	調整交付金 7%	国庫負担、支援金等